

---

## 奈良県景観審議会第1回審査指導部会 開催議事録

■日時：平成21年7月6日(月) 午前10時00分～午後0時10分

■場所：奈良県庁 分庁舎5階 第50会議室

■出席者：

【委員】 岩井委員、長坂委員、鳴海委員(部会長)、西田委員(部会長代理)

【事務局】 杉之原景観・環境局次長

(幹事) 資源調整課長(代理出席 西岡主幹)、馬場自然環境課長、福永地域デザイン推進課長、建築課長(代理出席 羽山課長補佐)、清水風致景観課長

(地域デザイン推進課) 中澤主幹、藤野主任調整員、甲賀主査、渡部主事

(風致景観課) 三原係長、堀口主査、辰己主査、西川主事

■議事：

[議題] 公共事業景観形成指針について

■公開・非公開の別：公開(傍聴者 2人)(報道関係)

---

■議事概要：

[議題] 公共事業景観形成指針について

- ・事務局から「(仮称)奈良県公共事業景観形成指針(案)」について説明ののち、内容等について審議された。

・意見

○「第3章 景観のとらえ方」

・(1) 景観の定義

公共事業を実施する者にとって、景観の概念を理解しているのは当たり前のことであり、定義は不要である。

記載するならば、視覚のみの内容にする方が理解しやすい。

○「第4章 基本的事項」

- ・公共空間について、概念を整理し、公共施設との関係が分かるよう文章と図を整理すること。
- ・「時間の変化を活かす」ことは難しいので、「公共事業の景観は経年変化によりつくられる」ことを記載した方がよい。

○「第5章 整備指針」

- ・細かく定めすぎていて、相反する内容がある。
- ・良いデザインを阻害しないよう、単体で定めずに方針として示す方がよい。
- ・景観への配慮と環境への配慮が混ざっている。
- ・文言、内容の精査を行った方がよい。
- ・工事に伴う関連工事と、工事後の処理についての記述を追加する必要がある。

○全体的に

- ・類似した表現が、微妙に使い分けられている。整理する必要があるのでは？

《例》・「自然に近い」「自然との調和」

・「できる限り」「原則的に」

・「配慮する」「努める」「工夫する」 など

- ・(全体的に)書きすぎている印象がある。

- ・地域の実情に応じて対応していくケースも想定されることから、書きすぎることにより、硬直的な指針とならないよう配慮すべき。

■議事録：以下のとおり

## 議 事 録

### 【開会】

#### 事務局：

- ・資料確認（略）
- ・杉之原次長挨拶（略）
- ・審査指導部会設置要綱説明（略）
- ・人事異動に伴う幹事の任免報告（略）

### 【議事】

#### 議題：公共事業景観形成指針について

**鳴海部会長：**それでは、今日の審議を始めたいと思いますが、まずは、今日の議事に関する議事録の署名者を決めなければなりませんので、私ともう一人は、西田委員にお願いしたいと思います。西田委員よろしくお願ひいたします。

**西田委員：**（了承）

**鳴海部会長：**それでは、早速本日の議題「公共事業景観形成指針」の審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

**地域デザイン推進課（藤野）：**資料2-1、2-2、2-3に基づき説明（略）

**鳴海部会長：**どうもありがとうございました。ただいま説明がありました項目について検討に入ります前に、ここで10分ほど休憩したいと思います。

（休 憩）

**鳴海部会長：**では、再開させていただきます。さきほど、事務局から公共事業景観形成指針の案の説明がありましたが、案の作成にあたり、参考にされたことなどについて、具体的に話していただけたら委員の皆さんは意見が言いやすいのではないかと思います。

**地域デザイン推進課（藤野）：**各府県（石川県・神奈川県など）の指針を参考にしました。また、あまり活用はされていないのですが、平成8年に作成した奈良県の公共事業景観形成マニュアルも活用しました。

**鳴海部会長：**今日は議論は尽くせないと思われるので、委員皆様の意見を出してもらい、指摘をしていただいたうえで、どう纏めるかは別に考えることとします。

**岩井委員：**9ページの公共空間というものの考え方なんですけど、特に、この公共空間と描いている図が分かりにくいと思います。図の端から端までを「公共空間」と線引きをされていますよね。これだと、地球上全部が公共空間になってしまうので、ちょっとこの図だとまずいと思います。近景・中景・遠景も迫りすぎていて分かりづらいと思います。また、下の※印の公共空間とはという説明についても元々、何かの文書をつまんできているような表現で分かりにくいと思うので、公共空間と公共施設の定義をしていなければ成り立たなくなりますので、この図を分かりやすくする必要があります。例

えば、まん中の道路敷きのところは公共施設がありますし、敷き際（しきぎわ）という道路敷と民地の境界は民地側も協力してもらわねばならないし、公共空間側も歩み寄りなければいけないし、そういう敷き際の景観も重要で、そういう事がわかるような詳細な図にした方が良くないかと思います。

図が大雑把すぎるという印象が一番気になる場所です。しかし、そこを語りつくさないと成り立たなくなってくるので、しっかりと表現しなければいけないかなと思います。

あとは、大きなところでは、14ページから後ろの共通要素のところ、気持ちはわかるのですが、“自然に近い形態になるように”と書いてあって、例えば、法面のところで指針ではこう書いてあるけども、緑化を進めるため緩やかな勾配を採用する、と書かれています。緩やかな勾配ということは、切土部分が多くなるので、受け取り方によっては相反することを言っているような、そういう表現がたくさんあると思います。書きすぎているがために相反するようなことになってしまっていると思います。

少し長くなっていますが、18ページの道路のところ、横断の線形、縦断の線形とが混在していますので、この辺は整理した方がいいと思います。トンネルについて、景観では坑口は大きくする方がいいんでしょうけども、安全性から言うと長く出してくることによって安全に坑口に誘導できると言われていますので、今の工法からするとなじまない表現だと思うのであったり、ため池と水路が混ざって出てくると思うのであったり、もうひとつは、随所に出てくる”景観の「地」となるよう”という表現が、何か引っかかります。これらのことからがんばりすぎて筆すべりという印象があります。

あと、維持管理に関しては、別に項目を設けていただいたのは、たいへん良いことだと思います。

環境問題で、水路に緩やかなスロープを設けて動物の逃げ道を作らしようのような話は、環境の話で景観の話ではないと思うのですが、どこまで語ればいいのかというのが難しい問題だと思います。このあたりも欲張りすぎて混ざりすぎてしまっている印象があります。

その他、色々ありますが、大きく感じた印象は以上です。

**鳴海部会長：**細かなところは、メモにして渡してください。

**岩井委員：**そうします。

**長坂委員：**指摘されたことと重複することもあると思いますが、共通要素のところ、一番わかりやすい例として、橋梁のところに”造形的な美しさに配慮”とあって、造形的な美しさって何なのかと思います。要は、橋梁というには一

番目立つものだからここで書かれたと思うんですが、造形的な美しさというものは全部そうだと思うんです。目立たない美しさというのものもあると思うんです。そういうことから、個々の要素で書くより、前段で書いておくのも良いのではないかと思います。

”自然に近い”という表現について、法面って元々自然に近くないものを造ろうとしているんであって、これも書かなくて良いんじゃないかと思います。

具体的な事例を言いますと、例えば、安藤忠雄さんの建物はよくご存知だと思います。土木構築物と一体になった建物もあります。一方から見れば非難もされますが、別の方向から見れば建築物と自然とを調和させたものであるとの評価もされるわけです。デザインをする側から言わせてもらおうと、いいデザインを阻害することのないようにしていただきたい。景観をつくるときに一個の単品を指定されると否定された気になると思うんです。全体として表現するのは難しいことだとは思いますが、ご検討いただきたい。

他に、重要だと思うことなんですが、”できる限り”という言葉が”原則的に”という表現に変えることも検討の項目だと思います。事例を言いますと、14ページからですが、悪いデザインとわかりつつ、やらされてしまうことのないように表現してほしいと思います。”法面に丸みをもたせる”というのが最たる例だと思います。

材料についてはよく書かれているんですが、できるだけ石積みなどについては、コストが抑えられていて、コンクリートを使った方がデザインの的にも良いと思われることもあるので、自然素材を使うことによってかえって景観を損ねる場合もあるということも想定してほしい。

19ページの橋桁・橋脚の曲線処理、しないほうが良いと思われま。ため池の項目、花は入れるとかえっておかしい、21ページえん堤のところは、あまり言い過ぎないほうが良い。

その他、色彩についてもできる限り茶系と誘導するより原則的にと変え、デザインの的にコンクリートを素材としたときなどは、グレー系が基調の色使いができるようにするなど素材によって使い分けられる表現をしてもらいたい。

最後に、27ページで、景観を教えるのはたいへん難しいことだと思います。どういった研修が行われるのか興味深いものがあります。教える側としたら、いい事例を少しでも多く見ってもらうことを希望します。以上です。

**鳴海部会長：**どうもありがとうございました。西田先生、お願いします。

**西田委員：**先ほどの2人の意見と重複するものもありますが、4ページの景観の定義で、記憶の面について書かれているのはわかりますが、法律や条例、あるいは行政レベルで論じるからにはあまり混乱させてはいけないと思うんです。法律や条例のレベルで、景観とはやはり、視覚的

側面、ながめに関する部分を論じていくんだと思うんです。ここで、香りであるとかを論じなければならぬんだとすると、あとの部分とどう絡んでくるのかわからなくなると思いますが、景観というのは眺め、視覚などに限定して考えていきたいと思います。その下にある篠原修さんの著書から引用されていることばについては、視点場、主対象などを決めて考えていきたいと思います。どう思うか。

先ほど、”地”の話が出ていましたが、”地になる”というのは主役ではなく脇役でいきたいと思います。ということだと思んですが、もし、その”地”を使うとすればその前提として、4ページの図を用いると主対象・副対象が地であってということなんだと思います。

さらには、景観には主役と脇役があって、主と従をしっかりと見極めることが大切だということをお話しておけばいいんだと思います。

それから、9、10ページに原則が書いてありますが、景観問題について語るとき、可視領域はどこであって、その中で重要な眺望地点とするなどの関係が大切であって、構造物だけの問題ではない、だから、その可視領域における多様な視点場に配慮しながら、いろんな地点からの関係が大切なんであるということをお話で書かねばならないと思います。

それと、10ページに時代の変化というのがありますね。確かにそうなんですけど、ここで論じるには少し難しいんじゃないかと思えます。1つは、時代の変化と四季一日とありますが、四季一日は移ろいゆく風景というのはわかるんですが、公共事業で移ろいゆく風景について、いったいどう考えるのか、さらに、時代の変化ですが、ひとつは風景観が変わってくるという一方で、周辺の土地利用が変わってきて景観問題の過去・現在・未来の評価が変わってくるということについてその辺に配慮してできるのかなと思うのですが、もし、時代の変化を活かすというなら、公共事業でどんな観点で考えるのかをお話で書かないとわからないんじゃないかという気がします。

それから、指摘がありましたけれども、ひとつは「自然に近い形態になるよう配慮」とか「自然景観に調和するよう配慮」とか「目立ちすぎないよう配慮」とか微妙に使い分けている必要性はなぜか。主の目的は景観なんだということがわかる記述に心がけることが必要だと思います。

そして、法面というのは基本的に最小限にするのか、緑化スペースが取れる形にするのか、景観形成にどんなことが必要なのかを書いていくのが良いと思います。

えん堤・急傾斜のところ、造形的な美しさが出てきます。構造物には造形美とか機能美とか必要なんでしょうけども、ここであえて出てくるのは全体的にバランスが悪いのではないかなと思われま。

残土処分とか工事用作業ヤードとか仮設道路とか関連行為に対する配慮などをどこかに書いておいたほうが良いと思います。

また、本体工事に景観に対する問題が起こったときなどに、修景植栽などのフォローについても書いておいたほうが良いと思います。26ページの占用工事の項目ですが、ここに入れる必要がよくわかりません。以上です。

**鳴海部会長**：ありがとうございます。岩井委員どうぞ。

**岩井委員**：今、時間の話が出たので発言させていただきますが、砂防ダムなどについては10年とかの単位で緑化させるのもあると思うのでそういった事で、景観を良くするよう努めるという表現も取り入れられたら良いのですが、時間というくりの中で、長いものと短いものを分けて書いた方が良く思うところもあります。

それと、12ページの地域住民とのデザインワークショップとありますが、ワークショップとした方が良く思います。デザインが入るとなかなかまとまらないと思いますので。

**長坂委員**：ひとつ質問させていただきますが、地と図を分けておいた方がという話がありましたが、別に定義されると解釈が変わるということが想定されます。ならばわざわざ書かなくても良いかとは思いますが。

**西田委員**：15ページの舗装のところにある景観の地というのを想定して話しました。

通常、道路というのは目立たないもので人が移動するだけのものなので、あくまでも周囲の自然景観が主役で、何が大切な景観で何が控えねばならない景観かを考えねばならないとして、公共事業というのは多くは控える方の景観だと思います。

**岩井委員**：主対象は主と従を状況を見て判断するのが必要なんです。地も図も最初から決められなくて、「この橋梁はこの場所でなら地域のランドマークになる」と決めるのか「絶対目立ったらいけない」と判断するのか、そのときによって変わりますね。最初からこうあるべきと決めてかかる必要はないと思います。土木構造物が長大であるが故のもので、まずは主なのか従なのかを全体を見て判断するべきではないのでしょうか。そしたら、色のありようも形のありようも決まってくると思います。

**長坂委員**：取り締まるという観点から書けばガチガチになりがちですが、バランスを重視して作成してもらいたい。

**鳴海部会長**：それでは、まとめに入りつつ話をさせていただきますが、公共空間と公共施設についての説明がないんですね。公共事業とどういう関係があって、どういう配慮が必要でとかをどこかでまとめて書いていただいて、ここで景観とは何かはいらんと思います。4ページの図については独自のものを作成する必要があると思います。公共施設があるところはこういう配慮が必要です、などこれらを考え合わせると、4ページと9ページの図は同じようなものにな

ると思うんです。公共事業と公共空間と景観の関係軸を明らかにする必要があると思います。一枚の図でなくても何枚かになっても良いと思うんです。

木を緑と決めつけるのもいけない、季節により変るものだと思います。経年的に配慮すると記述しておけば時間を書かなくてもそこで表現されると思います。

橋梁のところで造形美・機能美と書いてありますが、それよりも重要な要素もあるので、橋梁だけかっこいいものを造るということではないと思います。

言葉について、「目立ちすぎない」「目立たない」などと使い分けている理由がわからない表現がたくさんあります。

また、「地となるよう」の表現や、「～の形式」の形式などの表現で専門用語と思われることは定義をしておく必要があるのではないかと思います。「不特定多数の人目につき」とありますが、だから景観について考えるんで、わざわざ記述する必要はあるのでしょうか。

簡略化しすぎと思われる表現もいくつかあり、施設の管理の表現や、残土という記述については補足など検討いただきたいと思います。

本日の委員皆様の意見は、筋道立てて考えていただければ、よくわかる意見ばかりなんです。共通しているのは、基本的な意見で何なのかを考えてもらいたいと思います。

共通していることは前に書き、個々の項目はそれのみを記載すると考えていただければ。

**長坂委員**：今日言い足りないからとこの文案に書き足すというのは考えない方が良いでしょう。むしろ減らす方向で考えていただきたい。

**鳴海部会長**：では、進行を事務局にお返しします。

#### 【閉会】

**事務局（三原）**：事務局幹事を代表して地域デザイン推進課長からご挨拶させていただきます。

・福永課長挨拶（略）

**事務局（三原）**：今回の日程ですが、今回の指摘もふまえてのことになりますので、改めて日程の調整のご連絡をさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上